2021年03月01日

**生涯学習人財バンク Ｑ＆Ａ**

|  |
| --- |
| Ｑ１　　生涯学習人財バンクって何ですか？ Ａ 　　 生涯学習に関する豊富な知識や技能等を有する個人及び団体を登録し、その情報を広く村民に提供することで、村民一人一人が生涯にわたり生きがいを持って学び、その成果を社会に還元する仕組みづくりを構築することを目的に作られたバンクです。 登録者の氏名・技術・特技等を一覧にして村ホームページや冊子に掲載し、冊子については、各地区集落センター(拠点施設)、各種団体、学校等に提供します。 |

|  |
| --- |
| Ｑ２ 　 生涯学習人財バンク登録者は何をするのですか？  Ａ 　 　生涯学習人財バンク登録者は、地域や施設、各種団体などで実施する行事や学習・体験活動等の指導を行います。  （活用事例）公民館活動、自治会活動、各地区行事、老人クラブ活動等 |

|  |
| --- |
| Ｑ３　　登録者、利用者の年齢制限はありますか？  Ａ　　　年齢制限はありません。 |

|  |
| --- |
| Ｑ４　　登録有効期間はありますか？ Ａ　　　登録した日の属する年度の３月３１日までとします。ただし、登録者からの取消しの申出がないときはこれを更新するものとします。 |

|  |
| --- |
| Ｑ５ 　 生涯学習人財バンクを利用するにはどうするのですか？  Ａ　　人財バンクを利用する方は、登録リストを閲覧し、直接登録者と相談し双方の合意に基づい　　　　　て利用するものとします。連絡先の記載していない登録者については、宮田村民会館教育委員会に問合せしていただきます。  　　　詳細は別添「宮田村生涯学習人財バンク」利用の流れのとおりです。 |

|  |
| --- |
| Ｑ６ 　 講座に係る事故が発生した場合、責任の所在はどうなりますか？  Ａ　　　事故が発生した場合は、利用者の責任において対応していただくことになります。 |

|  |
| --- |
| Ｑ７　　経費は必要ですか？  Ａ　　　登録者は原則として、ボランティアです。  　　　　ただし、謝礼を要する場合は受講者の人数に関係なく、１講座あたり３，０００円を目安として利用者が負担して下さい。交通費・材料費等その他実費については、利用者と登録者との当事者間の話し合いにより決めていただきます。 |

|  |
| --- |
| Ｑ８ 　 事業が終わった後の報告はどうするのですか？  Ａ　　　利用者は、活動終了後、所定の様式によって宮田村民会館教育委員会に速やかに活動内容を報告してください。 |

|  |
| --- |
| お問い合わせ  宮田村民会館  〒399-4301　宮田村7021  <TEL:0265-85-2314>  FAX：0265-855583 |